

## 経済産業省

平成 18・11・13 貿局第 6 号  
輸出注意事項 1 8 第 3 4 号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 2 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸出事後審査取扱要領」の一部改正について

「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 2 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日より施行する。

記

3（3）中「輸出令別表第 2」の次に「及び別表第 2 の 2」を加える。